# 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

### 農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

ф	住所		#	申請年月日	年	月	日
申請	氏名又は 法人・組織名		交	を付申請者管		会等管理コ	ı—ド
者	代表者名 (法人・組織のみ)				2029人加强	五寸百柱二	
	(カス)「山中戦のアット)				「水田·畑作経営 A	所得安定対策」対策加	四入者管理コード
3	で付申請時に収	穫後交付(申請)を希望された方					<u>.</u>
	次の畑作物に	ついては、面積払の交付を希望しません。(該当	i畑作物にレ印を記入して	ください。)			
	麦※(	) □ 大豆 □ てん菜 □ でん粉原料	用ばれいしょ 🛮 そば	□な	たね		
	※麦種を記入してく	<i>ざ</i> さい。					

	麦									
		品質区分別生産量								
	品質区分 級/ランク)	± 115		麦						
( ,,	1150/ ) = ) /	春期には (パン・中華麺用品種以外)	重する小麦 (パン・中華麺用品種)	秋期には種する小麦 (パン・中華麺用品種以外) (パン・中華麺用品種)		二条大麦	六条大麦	はだか麦		
	1	(7) 中華地川間往外川	(ハン・中半週用m怪)	(7) 「十年紀川間性以外)	(ハン・中半処用印住)					
	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
1 1 等等		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
又相は当	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
2 2 等等	Bフンク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
又相は当	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		

	大豆	
	ⅰ質区分 〔等級〕	品質区分別 生産量
普	1等又は 1等相当	kg
通大	2等又は 2等相当	kg
豆豆	3等又は 3等相当	kg
特定 加工用	合格又は 合格相当	kg

<b></b>	kg
なたね	
品質区分 (品種)	販売総数量
キザキノナタネ	kg
きらきら銀河	kg
キラリボシ	kg
ナナシキブ	kg
ペノカのしずく	kg

販売総数量

てん菜

品質区分 (加重平均糖度)

ばれいしょ					
品質区分 (加重平均でん粉含有率)	販売総数量				
%	kg				

でん粉原料用

そは	
品質区分 (等級)	品質区分別 生産量
1等又は 1等相当	kg
2等又は 2等相当	kg

(注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。

その他品種

(注2) 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

)

# 畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売 (直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書

(自家加工販売等農業者)住	所
	171
<u>氏</u>	名
交价	寸申請者管理コード

1 自家加工販売(直売所等での販売)計画

麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、交付申請書(様式第1号)に添付してください。

① 原料農産物使用計画(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位:kg)

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画)及び販売形態

商品名等	年間販売予定数量(単位: kg)	商品の販売形態 健計が搬いが付べださい
		能調味・前折・知味・その他
		部は調味· 前新· 名味・その他
合 計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法(

③ **商品の主な販売先** (該当する販売先にOを付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。)

一般消費者		卸引	走業者	小売業者	ス一パ一等
直売所等	直壳所	所等の	名称:		
※ 機動の直売所得、事売している場合は、主な 販売先の直売所得の情報を活成してください。	所	在	地:		
でものでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	連	絡	先:		

<b>(4</b> )	原料農産物()	D生産数量を証明する	書類
(T/		7	

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を証明する書類を提出することが必要となります。現時点で、提出する予定の証明書類に〇を付けてください。

- 農産物検査結果通知書の写し
- 品種名・数量が分かる品位等検査結果の写し
- 品質区分の確認の結果を証明した書類の写し
- 製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
- 農協等に乾燥・調製を委託した場合の乾燥・調製後の数量が分かる伝票の写し
- そのほか生産数量を客観的に確認できる書類(

※具体がな書類名を(

)に記載してください。

- ※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する 法律(平成22年法律第67号)第5条第1項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、 本計画書の1の内容について、総合化事業計画により確認できる場合、同計画の写しの提出により記載 に代えることができます。
- 2 自家加工販売(直売所等での販売)出荷・販売等実績報告書

前年産の麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を行った者については、その数量等について、実績を記載してください。

① 原料農産物使用実績(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位:kg)

② 商品の加工販売実績(直売所等での販売実績)及び販売形態

商品名等	年間販売数量(単位: kg)	商品の販売形態 鼬が磯の砂州へ(だい)
		自地調味· 高赤・ 名味・ その他
		部海豚・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		部は調売・ <b>前所・名明売・</b> その他
合 計		

【注意】自家加工販売や直売所等での販売を行っていた者であって、前年産の当該農産物に係る数量払の交付申請時点において、自家加工販売の原料に供する予定であった数量又は直売所等で販売する予定であった数量について、確実に出荷・販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。なお、出荷・販売伝票の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合には、前年産の当該農産物に係る数量払の交付金を返還していただく場合があります。

# (北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農用)

# 収入減少影響緩和交付金の交付申請書

Æ	古茶
Έ	戸/生

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所 氏 名 (法人等にあっては、 名称及び代表者の氏名) 対策加入者管理コード A

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

## 1 米穀

## (1)農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

٠.	/	エルン、反例へは上及未刊性に		い安心しに妖皇
	地域等区分	出荷·販売先	(積立申出時)	生産実績数量
	-5-3-4-2	H 14 7/4/3030	契約数量	(出荷・販売実績数量)
			kg	kg

#### (2)農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量(販売実績数量)
		kg	kg

### (3)合計((1)+(2))

-:	H H I ((1) 1 (-))	
	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg

## 2 畑作物

7'F-11 173		
対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg

- ・1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。
- ・収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあっては、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。
- ・対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください(畑作物の直接支払交付金における数量払(以下「数量払」と言います。)の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。)。また、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。
- ・生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象農産物については、生産 実績数量として交付対象となりますので、当該対象農産物に係る生産実績数量を全て申告してくだ さい。
- ・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米 その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでく ださい。

## 兵庫・高知・宮崎・鹿児島用

XX年産

## 収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所

氏名 (法人等に

法人等にあっては、名称及び代表者の氏名

対策加入者管理コード	١									
------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

### 1 米穀

#### (1)農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
		kg	kg

#### (2)農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg

#### (3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

## 2 畑作物(麦、大豆)

<u>畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、</u> 収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

- ・ 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その 他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
- ・ 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

## その他の都府県用

XX年産

## 収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所

法人等にあっては、名称及び代表者の氏名

対策加入者管理コード	Α					

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される 金額の交付を申請します。

### 1 米穀

(1)農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 <sup>(出荷・販売実績数量)</sup>
		kg	kg

(2)農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg

## 2 畑作物(麦、大豆)

<u>畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の</u> 合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

- ・ 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費 用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
- ・ 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

# 収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書

年 月 日

農林水産大臣殿(地方農政局長等経由)

都道府県知事

収入減少影響緩和交付金に係る単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出について、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙7の4の(2)により、下記のとおり地域等区分の設定を申請します。

記

	μЦ	
地域等区分の方法	区分する理由	販売価格、単収等の採り方

# 収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書

年 月 日

農林水産大臣殿(地方農政局長等経由)

都道府県知事

年度収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分ごとの単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出に必要なデータについて、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙7の4の(4)の規定により、別添のとおり報告します。

(米穀のうち、食糧法第52条第1項の報告徴収の対象となっていないものの販売価格を報告する場合は、その根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量が分かる書類(集出荷団体等から徴収した調査票など)を添付してください。)

# 収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書

						年	月	日
	地方農政局長		殿					
	北海道農政事務 沖縄総合事務局							
				積立金 代表者	:管理者	(組織:	名)	
書に	年 月 日より通知のあっ							額指示
			記					
1	積立金返納完了	年月日						
			年	月	日			
2	積立金返納後の	)積立金の	)全額(歿	浅高)				
						円		
	<u>L</u>							

# 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿 (地方農政局長等経由)

住 所 組織の名称 代表者氏名

収入減少影響緩和交付金における対策加入者の積立金の管理について、下記に掲げる業務を適正に実施するので、当該交付金に係る積立金管理者に指定されたく申請します。

記

- 1 積立金を適切に管理するための決済用預金又は決済用貯金の口座を開設すること。
- 2 1の口座に係る帳簿の整備を行うこと。
- 3 地方農政局長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地 方農政局長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に 従って報告すること。
- 4 地方農政局長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を 返納するよう指示した場合には、当該指示に従って返納すること。
- 5 毎年3月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理 状況報告書」(様式第10-9号)により、積立金の管理の状況を地方 農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること。
- 6 その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること。 具体的には、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」 (様式第 10-10 号) により、1 の口座の毎月末の残高を地方農政局長 等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を 実施する。

#### (注意事項)

組織の定款又は規約の写しを添付してください。

# 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿(地方農政局長等経由)

積立金管理者(組織名) 代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号 農林水産事務次官依命通知)別紙10の1の(3)の規定により、下記のとおり報告します。

記

## 1 当座預金口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義

## 2 事務取扱責任者

役職	氏 名

### (注意事項)

収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定めた定款又は規約の写しを添付してください。

## 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿 (地方農政局長等経由)

積立金管理者(組織名) 代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号 農林水産事務次官依命通知)別紙10の1の(4)の規定により、変更があっ た内容を届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事項 (変更前)

(変更後)

3 変更の時期

- 1 都道府県知事の意見を添付してください (別紙 10 の1の(4)に規定する、主たる事務所の移 転による住所変更等の軽微な変更を行う場合には、都道府県知事の意見を添付する必要はあり ません。)。
- 2 定款又は規約の変更の場合には、その内容が分かる資料(総会議案、総会議事録、総会で決定した変更後の定款又は規約等)を添付してください。なお、本届出に変更後の定款又は規約を添付することに代えて、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届(様式第10-8号)の提出の際に変更後の定款又は規約を添付することができます。
- 3 「3 変更の時期」は、総会等で決定した変更の日を記載してください。組織の合併による変更の場合には、合併後の組織に積立金管理者の事業が承継される日とするなど、積立金管理者の総会決定及び合併後の組織の総会決定に基づき、合併後の組織が同事業を開始する日を記載してください。

# 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿(地方農政局長等経由)

積立金管理者(組織名) 代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号 農林水産事務次官依命通知)別紙10の1の(5)の規定により、変更があっ た内容を届け出ます。

記

# 1 積立金を管理する口座の変更

	金融機関名	金融機関コート	支店名	支店コート	種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
変更前							
変更後							

# 2 事務取扱責任者の変更

	役職	氏 名
変更前		
変更後		

## (注意事項)

定款又は規約の変更があった場合には、その写しを添付してください。

# 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿(地方農政局長等経由)

積立金管理者(組織名) 代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号 農林水産事務次官依命通知)別紙10の3の(5)により、 年度の積立金の 管理状況について下記のとおり報告します。

記

# 1 積立金の収支状況

	金額
期首残高( 年4月1日)①	円
年間収入額②	円
年間支出額③	円
期末残高( 年3月31日) 4=(1)+(2)-(3)	П
	1 1

2	その他報告事項

# 収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書

年 月 日

地方農政局長 殿 北海道農政事務所長 沖縄総合事務局長

> 積立金管理者(組織名) 代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号 農林水産事務次官依命通知)別紙10の3の(6)の規定に基づき、積立金の 残高について下記のとおり報告します。

記

	金額
年 月末日現在残高	円

(注) 口座の残高及び取引明細を証する書類(通帳の写し等)を添付してください。

上記の金額については、 年 月末現在の対策加入者ごとの積立金残高の合計と相違ないことを確認します。

年 月 日

地方農政局長 北海道農政事務所長 沖縄総合事務局長

## 収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書

農林水産大臣 殿

申請者 住 所 氏 名 (法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

交付申請者管理コード										
対策加入者管理コード	Α									

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に当たり、6月末時点の米穀の契約数量及び計画数量を下記のとおり報告します。

## 1 農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託する米穀の契約数量

地域等区分	出荷・販売先名	当年産の 契約数量
		kg

注)契約数量を確認できる書類(出荷契約書、販売契約書の写し等)を添付してください。

#### 2 1以外の者に直接販売する米穀の販売計画数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	当年産の 販売計画数量	(参考) 前年産の 販売実績数量
		kg	kg

- 注1) 販売計画数量は、前年産の販売実績や経営規模の変動等を踏まえて記入してください。
- 注2) 販売先として「④その他」を選択する場合は、()を付して仕向先等を記入してください。(例:④(醸造所))
- 注3) 当年産の販売計画数量及び前年産の販売実績数量は、それぞれ生産翌年3月までの販売対象数量を記入してください。

## 3 合計(1+2)

地域等区分	当年産の 契約数量及び販売計画数量	
	kg	
	kg	

## 水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

年 月 日

○○地方農政局長 殿 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長

> 報告(誓約)者 住所 氏名

> > 交付申請者管理コード

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知) $\mathbb{N}$ の第 2 の 1 の (4) の②、 $\mathbb{N}$  の第 2 の 2 の (9) の⑥のイ、 $\mathbb{N}$  の第 2 の 3 の (8) の⑥のイ及び $\mathbb{N}$  の第 2 の 4 の (3) の②の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

## 1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年 産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の6月30日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、 当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約 します。

- (注1)交付申請している対象作物名の□に ✓ (チェック)を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の□に ✓ (チェック)を付けてください。
- (注2)畑作物の直接支払交付金(数量払)に交付申請した方で、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する(提出した)方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の□に✓(チェック)を付けてください(本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。)。
- (注3)対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」(参考様式3)を作成して提出してください。

# 【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法		
□ 麦	□ 畑作物の直接支払交付金で提出 □ 今回提出 □ 来年の6月30日までに提出		
口大 豆	□ 畑作物の直接支払交付金で提出 □ 今回提出 □ 来年の6月30日までに提出		
□米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧 表で本年の12月20日までに提出		
□飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧 表で本年の12月20日までに提出		
□WCS用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧 表で本年の12月20日までに提出		
□加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧 表で本年の12月20日までに提出		
□新市場開拓用米 (産地交付金)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧 表で本年の12月20日までに提出		
□飼料作物	□ 今回提出 □ 来年の6月30日までに提出		
□地域振興作物 (産地交付金、水田 農業高収益化推進助成、畑地化促進助成 、畑作物産地形成促 進事業及び畑地化促進事業及び畑地化促進事業及び畑地化促進事業)	□ 畑作物の直接支払交付金で提出 □ 今回提出 □ 来年の6月30日までに提出		

## 2 交付金の返還

正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

<sup>※</sup>コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、米粉用米、加工用米及び新市場開拓用米のうち該当する品目にチェックを入れてください。

# 水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書

#### 〇〇農政局長 殿

北海道農政事務所長 沖縄総合事務局長

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組について、以下の数量を報告します。なお、正当な理由なく虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

氏名又は 法人・組織名	
代表者名 (法人・組織のみ)	

	年	月		E	∃
交付申請者管理	11一ド				
	地垣	協議会等	を で	-ド	
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード					
	Α				

## 飼料用米

数量の確認 ※1		
あ <sup>t</sup>	J	
農産物検査を 受検して確認	農産物検査に よらない方法で確認	なし

区分	玄米	もみ
適合品位に相当する数量等※2	kg	kg
うち、ふるい上の米の数量※3	kg	
うち、ふるい下の米の数量※3	kg	
生産面積	a m <sup>*</sup>	a mª

- □ 1.70mmのふるいを使用
- □ 農林水産統計による公表値を使用

## 米粉用米

数量の確認 ※1		
あり		
農産物検査を 農産物検査に 受検して確認 よらない方法で確認		なし

区分	玄米	もみ
適合品位に相当する数量等※2	kg	kg
生産面積	a m	a m

## 主食用米※4

出荷数量	kg
生産面積	a mi

- ※1 数量の確認状況について、該当する欄に〇を付けてください。「農産物検査を受検して確認」又は「農産物検査によらない方法で確認」に〇をつけた場合にあっては、右欄の数量及び面積を記載してください。
- ※2 農産物検査を受検して確認した場合は、農産物検査結果通知書等の写しを添付してください。また、農産物検査によらない方法で数量の確認を行った場合は、販売伝票の写し等を添付してください。なお、共同乾燥調製施設等において現に調製されているもみであって、当該施設等に配置された農産物検査員による当該ばらもみ又は当該ばらもみから生産される玄米の数量の確認を行う場合にあっては、確認者による数量証明書を添付してくださ
- ※3 ふるい上の数量については、適合品位に相当するもの若しくは適合品位に相当すると認められるものの数量に、農林水産統計の当年産水稲の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目)を乗じて算出してください。ただし、当年産水稲の収量の公表前であって、交付申請者が飼料用米等の数量報告書を提出する際に、農林水産統計の10月25日現在の作柄表示地帯別の予想玄米重歩合(1.70mmふるい目)が公表されている場合にあっては、適合品位に相当するもの又は適合品位に相当すると認められるものの数量に、当該予想玄米重歩合を乗じて算出としてしても差し支えないものとします。また、ふるい下の数量については、ふるい上の数量を収穫量(適合品位に相当する数量等)から控除してください。
- ※4 当年産で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載してください。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用米の値を記載してください。
- ※5 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとし;
- ※6 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、認定方針作成者が新規需要米取組計画の取組主体となっている場合にあっては、方針作成者が方針参加農業者の報告をとりまとめて報告ができるものとします。

# 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書

年 月 日

○○農政局長 殿 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長 (都道府県経由)

○○協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金による交付申請者ごとの交付額を確定したので、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IVの第2の1の(7)の②の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

# 産地交付金による交付額

交付申請者氏名	地域協議会等管理コード	交付額(円)
計		

## 様式第 11-4号

 番
 号

 年
 月

 日

都道府県知事 殿

地方農政局長 北海道農政事務所長 沖縄総合事務局長

水田収益力強化ビジョンを踏まえて提出された営農計画書に係る情報提供について

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産 事務次官依命通知)別紙11の3の規定に基づき、別添のとおり情報提供します。 なお、意見がある場合、おおむね2週間以内に御連絡ください。

(別添)

〇水田活用の直接支払交付金の申請件数及び対象作物の作付計画面積

(単位:件、ha)

					ŧ	战略作物助	)成					産地	交付金				ж	田農業高彩	(益化推進)	助成			畑地化促進助成					
地域	申請																7	N収益作物:	定着促進支	援								
地域 協議会名	申請 件数	麦	大豆	飼料作物 (除WCS 用稲)	勃	草	WCS 用稲	米粉 用米	飼料 用米	加工用米	そば	なたね	新市場開 拓用米	※地力増 進作物	野菜			果樹			花き・花木	その他	高収益作 物畑地化 支援	その他畑 地化支援	高収益作 物定着促 進支援	うち加工・業務用	畑作物定 着促進支 援	子実用 とうもろこ し 支援
					は種	は種以外										うち加工・業 務用	うち加工・業 務用以外		うち加工・業 務用	うち加工・業 務用以外		CONE				業務用		×18
合計																												

※地力増進作物については、作付面積(基幹作)の合計。

(単位:件、ha)

	コメ新市	5場開拓等(	促進事業		畑	作物産地	形成促進導	集								畑地化低	E進事業(R	4開始分)						
申請								別途実	施事業			à	収益作物	定着促進支	援					畑作	物定着促進	支援		
件数	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	麦	大豆	高収益作物	子実用 とうもろ こし	麦	大豆	野菜	うち加工・業務用	うち加工・業務用を	花き・花 木	果樹	うち加工・業務用	うち加工・業務用を	その他	麦	大豆	飼料作物	子実とう もろこし	そば	なたね	その他
												無く				EE C								
	申請件数	申請 新市場 解拓用	申請 新市場 解拓用 加工用米	開拓用   川上田木 木材田木	申請 解市場 解石用 加工用米米物用米 麦	申請 新市場 加工用米米粉用米 麦 大豆	申請 (件数 新市場 勝柘用 加工用米米粉用米 麦 大豆 高収益	申請 作数 新市場 新市場 新市場 新市用 加工用米米粉用米 麦 大豆 高収益 どうもろ	申請 作数 新市場 所長期 加工用来未約用来 麦 大豆 高級益 子実用 たかした255	申請 作数 新市場 加工用米米粉用米 麦 大豆 高収益 子美用 別途実施事業 (大阪 )	申請 仲数 新売場 例死用 加工用来米約用来 麦 大豆 高収益 子東河 作物	申請 作数 施市場 原放用 加工用米米粉用料 東 大豆 高収益 子実用 作物 にから たろとろ	申請 作数 新市場 原表用 加工用末米粉用末 東 大豆 高収益 子楽用 た26.5	申請         情数         新市場 加工用規米粉用料 要 大豆 高収益 子来用 からら カード・スート・スート・スート・スート・スート・スート・スート・スート・スート・スート	申請 作数 新市場 新市場 東 大豆 高収益 子葉町 別途衰膨事業 高収益作物定着促進支 ア 東町 とこもら である	申請 作数 原作第 原放用 加工用米米粉用メ 東 大豆 高収益 子実用 作物 たうとう 作物 こうとう 花 声 北 エロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	申請 作款 新市場 原放 大正 高収益 子采用 別途実施事業 高収益作物定者促進支援 子采用 所述 所	申請 仲数 師無用 加工用来米粉用来 東 大豆 高収益 子実用 節節用 加工用来米粉用来 東 大豆 高収益 子実用	申請 作数 解放用 加工用米米粉用料 東 大豆 高収益 作物	申請 仲数 師無用 加工用米米粉用米 東 大豆 高収益 子実用 節節用	申請 作数 経療用 加工用米米粉用料 東 大豆 高収益 子実用 作物 だから たっとうとう できる	申請 仲数 解死用 加工用来米粉用来 麦 大豆 高収益 / 子原用 / 特別	申請 仲数 経療用 加工用米米粉用メ 東 大豆 高収益 子実用 原放用 加工用米米粉用メ 東 大豆 高収益 子実用 作物 たうとう	申請 仲数 新売用 加工用来米約用来 麦 大豆 高収益 子楽用 作物 が売用 加工用来米約用来 麦 大豆 高収益 子楽用 作物 かた

位:件、ha)

																	(単位	: <b>1</b> 年、ha)					
											畑	包化促進事	業(R5開始	分)									
地域 協議会名	申請件数			高	収益作物》	定着促進	支援					畑作	物定着促进	性支援			烟地位	比支援		別途実	別途実施事業		
協議会名	件数	野菜	うち加 エ・ 業務用	フラル エ・ 業務用	花き・花 木	果樹	うち加 エ・ 業務用	フラル エ・ 業務用	その他	麦	大豆	飼料作物	子実とう もろこし	そば	なたね	その他	高収益作 物畑地化 支援	その他 畑地化支 援	麦	大豆	飼料作物 (は種)	飼料作物 (は種以 外)	
			2000				2007/11/11																
合 計																							

様式第11-5号

 番
 号

 年
 月

 日

○○農政局長 殿 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの承認申請について

水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンを作成したので、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙13の2の(5)の規定に基づき、(別記)のとおり承認を申請します。

注:変更の場合は、件名の「水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの承認申請 について」を「水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの変更承認申請につ いて」とし、本文中の「を作成した」を「の変更を行う必要がある」とする。

## ○年度●●県水田収益力強化ビジョン

## 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

# 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力 強化に向けた産地としての取組方針・目標

#### (記載時は削除)

☑ 農業者の所得向上地域における水田農業の発展等を図るため、どのような方針・目標で取り 組んでいくのか明記してください。

#### 【 検討に当たっての主な視点 】

- 適地適作の推進
  - ・ 地域の実情(気候や圃場条件等)に応じた作物選択 等
- 収益性・付加価値の向上
  - ・ 高収益作物への計画的な転換方針 (水田農業高収益化推進プロジェクトチームの設置・検討状況、今後の推進計画の策定方針等)
  - ・ 転換作物の付加価値の向上に向けた方針 等 (地場産業との連携、有利販売に向けた販売戦略、ブランド化の取組方針等)
- 新たな市場・需要の開拓
  - ・ 輸出等の新たな市場の開拓に向けた方針 等
- 生産・流通コストの低減
  - ・ 転換作物の生産性の向上に向けた方針 等 (低コスト生産技術の導入・普及、農地の集積・集約化の方針、作付けの団地化の取組方針等)

# 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

### (記載時は削除)

✓ 作物の需給動向、担い手の育成、農地の集積・集約化、基盤整備の状況など、地域の実情を総合的に分析し、作付け作物や管理方法等を含め、産地として将来にわたって水田をどのように有効利用していくのか明記してください。

#### 【 検討に当たっての主な視点 】

- 地域の実情に応じた農地の在り方
- ・ 担い手・労働力の状況、転換作物の定着状況等に照らして、水田のまま維持し続けるのか、畑地や樹園地 等にするか 等
- 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択
- ・ 輪作体系等への労働生産性が高い子実用とうもろこし等の導入や、省力的な管理が可能な作物等の導入 等
- 地域におけるブロックローテーション体系の構築
- ・ 地域における水稲作付水田と転換作物作付水田をどのようにローテーションさせるのか 等
- ☑ 水田の利用状況(作付体系)を点検しつつ、重点支援期間(令和3~5年度)における畑地化の取組状況、今後の道筋等を明記してください。
- 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針(必須)
- ・ 水稲 (水張り) を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、 今後も水稲作に活用される見込みがないか等の点検方針・点検状況等を明記。
- ・ 点検結果を踏まえ、畑地化支援を活用した畑地化や地域におけるブロックローテーション体系の構築への道 筋等を明記。
- ・産地づくりに向けた体制構築支援を活用する場合はその取組内容を記載。

# 4 作物ごとの取組方針等

- (1) 主食用米
- (2) 備蓄米
- (3) 非主食用米
  - ア 飼料用米
  - イ 米粉用米
  - ウ 新市場開拓用米
  - エ WCS 用稲
  - 才 加工用米
- (4) 麦、大豆、飼料作物
- (5) そば、なたね
- (6) 地力增進作物
- (7) 高収益作物

# 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

- ※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。
- ※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。

# 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作	付面積等	度の 官面積等	年度の 票面積等
11204		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米				
備蓄米				
飼料用米				
米粉用米				
新市場開拓用米				
WCS用稲				
加工用米				
麦				
大豆				
飼料作物				
・子実用とうもろこし				
そば				
なたね				
地力増進作物				
高収益作物				
・野菜				
・花き・花木				
・果樹				
・その他の高収益作物				
その他				
.00				
畑地化				

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
番号	<b>刘承1F1</b> 0	<b>厌</b> 处石	口 1示	前年度(実績)	目標値
				(〇年度)	(〇年度)
				(〇年度)	(〇年度)

<sup>※</sup> 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。 ※ 目標期間は3年以内としてください。

#### 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:

整理番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
例	生産性向上対策支援	1	3,000	小麦、大豆	多収品種の導入、排水対策等
例	地域振興作物生産支援	1	10,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援

<sup>※1</sup> 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

<sup>※2 「</sup>作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

<sup>※3</sup> 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

<sup>※4</sup> 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

# 8 産地交付金の活用方法の明細

1 <u>.</u> :	都道府県名			
Г				
L				

## 2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

	配分枠(A+B)		
協議会等名	当初配分 (A)	追加配分 (B)	活用予定額
●●県 (①)			
地域農業再生協議会合計 (②)			
○○協議会			
△△協議会			
□□協議会			
合計 (①+②)			

<sup>(</sup>注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

## (参考)国からの配分枠

	配分枠(A+B)	
	当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠		

#### 3. 活用方法

记分枠	
	円

										面	積(ai	单位)※3	3						
整理番号	使途 ※1	作期等	単価① (円/10a)			Ä	<b>戦略作</b> 特	勿						高収益	益作物			<b>∧</b> =1	所要額 ①×②
番号	*1	等 ※2	(  ]/ Toa)	麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	花き・花木	果樹	その他の 高収益作 物	その他	合計 ② ※5	(円)
																		_	
	合計(基幹)※4		実面積															_	<b>%</b> 6
	合計(二毛作)※4		実面積																<u>~</u> 0

<sup>※1</sup> 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。 ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

- ※2「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
- ※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
- ※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。 また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
- ※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
- ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
- (注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4.	追加	P配分等を受けた場合の調整方法
5.	所要	額が配分枠を超過した場合の調整方法
6.	高収	<u>益作物について</u>

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。 注2 収益性のわかるデータを添付してください。

# 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会	名				整理番号	
使途名	3					
対象作	物					
単	価					
課	題					
_			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目	標	目標				
内	容	実績				
具体的要	更件					
取組の確認方	) 法					
成果等確認方	の法					
備考						

<sup>※</sup> 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

<sup>※</sup> 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度~4年度の目標の記載は不要です。

# 〇年度〇〇地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

# 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

# 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力 強化に向けた産地としての取組方針・目標

#### (記載時は削除)

☑ 農業者の所得向上地域における水田農業の発展等を図るため、どのような方針・目標で取り 組んでいくのか明記してください。

#### 【 検討に当たっての主な視点 】

- 適地適作の推進
  - ・ 地域の実情(気候や圃場条件等)に応じた作物選択 等
- 収益性・付加価値の向上
  - ・ 高収益作物への計画的な転換方針 (水田農業高収益化推進プロジェクトチームの設置・検討状況、今後の推進計画の策定方針等)
  - ・ 転換作物の付加価値の向上に向けた方針 等 (地場産業との連携、有利販売に向けた販売戦略、ブランド化の取組方針等)
- 新たな市場・需要の開拓
  - 輸出等の新たな市場の開拓に向けた方針
- 生産・流通コストの低減
  - ・ 転換作物の生産性の向上に向けた方針 等 (低コスト生産技術の導入・普及、農地の集積・集約化の方針、作付けの団地化の取組方針等)

# 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

### (記載時は削除)

✓ 作物の需給動向、担い手の育成、農地の集積・集約化、基盤整備の状況など、地域の実情を総合的に分析し、作付け作物や管理方法等を含め、産地として将来にわたって水田をどのように有効利用していくのか明記してください。

#### 【 検討に当たっての主な視点 】

- 地域の実情に応じた農地の在り方
- ・ 担い手・労働力の状況、転換作物の定着状況等に照らして、水田のまま維持し続けるのか、畑地や樹園地 等にするか 等
- 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択
- ・ 輪作体系等への労働生産性が高い子実用とうもろこし等の導入や、省力的な管理が可能な作物等の導入 等
- 地域におけるブロックローテーション体系の構築
- ・ 地域における水稲作付水田と転換作物作付水田をどのようにローテーションさせるのか 等
- ☑ 水田の利用状況(作付体系)を点検しつつ、重点支援期間(令和3~5年度)における畑地化 の取組状況、今後の道筋等を明記してください。
- 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針(必須)
  - ・ 水稲 (水張り) を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、 今後も水稲作に活用される見込みがないか等の点検方針・点検状況等を明記。
- ・ 点検結果を踏まえ、畑地化支援を活用した畑地化や地域におけるブロックローテーション体系の構築への道 筋等を明記。
- ・産地づくりに向けた体制構築支援を活用する場合はその取組内容を記載。

# 4 作物ごとの取組方針等

- (1) 主食用米
- (2) 備蓄米
- (3) 非主食用米
  - ア 飼料用米
  - イ 米粉用米
  - ウ 新市場開拓用米
  - エ WCS 用稲
  - 才 加工用米
- (4) 麦、大豆、飼料作物
- (5) そば、なたね
- (6) 地力增進作物
- (7) 高収益作物

# 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。

# 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作	付面積等	度の 定面積等	令和5年度の 作付目標面積等	
1F192 <del>1</del> 3		うち 二毛作	うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米					
備蓄米					
飼料用米					
米粉用米					
新市場開拓用米					
WCS用稲					
加工用米					
麦					
大豆					
飼料作物					
・子実用とうもろこし					
そば					
なたね					
地力増進作物					
高収益作物					
・野菜					
・花き・花木					
・果樹					
・その他の高収益作物					
その他	_				
.00					
畑地化					

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理	対象作物	使途名	目標		
番号	733811 13	C.C. I	I IX	前年度(実績)	目標値
				(〇年度)	(〇年度)
				(〇年度)	(〇年度)

<sup>※</sup> 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

<sup>※</sup> 目標期間は3年以内としてください。

#### 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:

協議会名:

整理番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
例	生産性向上対策支援	1	3,000	小麦、大豆	多収品種の導入、排水対策等
例	地域振興作物生産支援	1	10,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援
			_		

<sup>※1</sup> 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

<sup>※2 「</sup>作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

<sup>※3</sup> 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

<sup>※4</sup> 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

# 8 産地交付金の活用方法の明細

1.	地域農業再生協議会名

## 2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

	配分枠(A+B)		
協議会等名	当初配分 (A)	追加配分 (B)	活用予定額
○○協議会			

<sup>(</sup>注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

#### 3. 活用方法

配分枠	
	円

					面 積 (a単位)※3																				
整理番号	<b>使途</b> ※1	作期	単価① (円/10a)			Ä	<b>戦略作</b> 特	勿								高収益作物				<b>∧</b> =1	所要額 ①×②				
番号		<del>等</del> ※2	期 等 ※2					(  ]/ Toa)	麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲		新市場開拓用米	そば	なたね	<b>3.</b> <sup>地力增進作物</sup>	野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作 物	その他	合計 ② ※5
																				_					
	合計(基幹)※4		実面積																		<b>%</b> 6				
	合計(二毛作)※4		実面積																		Ο				

<sup>※1</sup> 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。 ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

- ※2「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
- ※3「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
- ※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。 また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
- ※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
- ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
- (注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4.	追加	配分等を受けた場合の調整方法
5.	所要	額が配分枠を超過した場合の調整方法
	I	
6.	高収	は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
	注1 注2	産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。 収益性のわかるデータを添付してください。

# 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議	会名				整理番号	
使途名						
対象	作物					
単	価					
課	題					
	1==		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目	標	目標 実績				
内	容	大帜				
P3	台					
具体的	<b>为要件</b>					
取約確認	且の 方法					
成果確認	等の 方法					
備	考					

<sup>※</sup> 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

<sup>※</sup> 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

<sup>※</sup> 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度~4年度の目標の記載は不要です。

 番
 号

 年
 月

 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得 安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官 依命通知)別紙13の3の(2)の③の規定に基づき、7月1日現在における営農 計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、 下記のとおり報告します。

記

新市場開拓用米の複数年契約(注1)	a
そば(基幹作)の作付け	а
なたね (基幹作) の作付け	а
新市場開拓用米(基幹作)の作付け	a
うち、コメ新市場開拓等促進事業対象を除く(注2)	а
うち、コメ新市場開拓等促進事業対象 (注3)	a
地力増進作物(基幹作)の作付け	別紙のとおり
うち、追加配分対象(注4)	別紙のとおり

- ※ 対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積 の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください(地力増進作物は除く)。
- 注1 令和5年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。
- 注2 コメ新市場開拓等促進事業の対象を除く面積を記入してください。
- 注3 コメ新市場開拓等促進事業の対象面積を記入してください。
- 注4 地力増進作物の支援対象年度の前年度の追加配分実施面積を上限として、地力増進作物 の支援対象年度の作付面積を記入してください。

ただし、地力増進作物の支援対象年度の作付面積が、前年度の追加配分実施面積を上回っている場合は、次の①及び②の合計面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

- ① 前年度の地力増進作物の追加配分実施面積
- ② 水稲(加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。)の支援対象年度の前年度からの作付減少面積と、地力増進作物の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積との、いずれか小さい方の面積

#### (別紙)地力増進作物の追加配分対象面積

都道府県名		

(単位:a)

協議会名 (略さずに正式名称を 記入してください)	<del>〔</del> 年度	主食用米	備蓄米	飼料用米	WCS用稲	青刈り稲・わら専 用稲 (飼料作物として用い られるもの)	酒造用等	水稲合計	令和4年度追加 配分実施面積	令和5年度追加 配分対象面積
	令和4年度									
	令和5年度(計画)									
	前年度からの増減分									

- (注) 水稲合計は、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米を除いた水稲の作付面積を指します。
- ※1 主食用米、備蓄米、飼料用米、WCS用稲及び青刈り稲・わら専用稲(飼料作物として用いられるもの)の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の 地域農業再生協議会別の面積を記入してください。(実績が確定していない場合は、申請面積を記入してください。)□
- ※2 酒造用等については、平成29年産に実施した新規需要米のうち酒造用、飼料作物以外の青刈り稲・わら専用稲の作付面積を記入してください。
- ※3 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積(基幹面積)を記入してください。 (令和4年度は作付実績面積、令和5年度は作付計画面積、いずれも実面積。)
- ※4 地力増進作物の支援対象年度の前年度の追加配分実施面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。 ただし、地力増進作物の支援対象年度の作付面積が、前年度の追加配分実施面積を上回っている場合は、次の①及び②の合計面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。 ①前年度の地力増進作物の追加配分実施面積
  - ②水稲(加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。)の支援対象年度の前年度からの作付減少面積と、地力増進作物の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積との、いずれか小さい方の面積
- ※5 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積(㎡)を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。 ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。